

設立部

大正十四年六月十五日

東平

- 一本以支部 (公益社支部會)
- 神戶支部 (神戶支部會)
- 音三谷支部 (音三谷支部會)
- 又木支部 (又木支部會)
- 立川支部 (立川支部會)
- 山田支部 (山田支部會)
- 川西支部 (川西支部會)

東平 改善會々則

第一章 總則

第一條

本會ハ東平改善會ト稱ス

第二條

本會ハ詔勅ノ趣旨ヲ奉体シテ國民道德ヲ實踐躬行シ和衷悃力シテ部落ノ改善ヲ企圖スルヲ目的トス

第三條

本會ハ前條ノ目的ヲ達センカ爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一 左記事項ニ関スル申合ノ実行
 - (イ) 質実剛健ナル精神ノ振作
 - (ロ) 醇厚中正ナル思想ノ更張